

緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策（公共）

【2, 848百万円】

対策のポイント

被災した山地、海岸部の保安林の復旧整備や、山火事の被害木の除去・処理及び復旧造林等を緊急的に実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした海岸部では津波災害、上信越地方等では山地災害により多くの人命・財産が失われるなど甚大な被害が生じており、被災箇所の森林の機能を早期に回復させることが必要です。
- ・また、地震や津波によって発生した火災により山火事被害を受けた森林等について、早急に復旧造林等を実施し、森林の機能を回復させることが必要です。

政策目標

- 緊急的な治山対策の実施による被災地域の安全・安心の確保
- 山火事被害を受けた森林等の早期復旧による公益的機能の確保

<主な内容>

1. 緊急治山対策

2, 630百万円

地震、津波等で被災した山地、海岸部の保安林のうち、緊急的な復旧整備を必要とする箇所について、復旧治山事業、防災林造成事業等を実施します。

国費率：10/10、2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

2. 被害森林緊急復旧対策

218百万円

地震の影響により山火事被害等を受けた森林の被害木の除去・処理及び復旧造林、海岸周辺等の被害森林の復旧並びに森林への漂着物の除去・処理等を実施します。

国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、林業事業者等

お問い合わせ先：

- 1の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308 (直))
- 2の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065 (直))